

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	37	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	浸水防止用設備に係る特例措置の創設		
要望内容（概要）	<p>浸水想定区域内に位置している地下街、大規模工場等のうち、浸水防止計画を作成し、市町村長に提出しているものを対象に、当該計画に位置づけられた浸水防止用設備（止水板、防水扉等）を取得した際の固定資産税等に係る特例措置を講じる。</p>		
関係条文	[]		
減収見込額	<p>[初年度] - （ - ） [平年度] - （ - ） [改正増減収額] - （単位：百万円）</p>		
要望理由	<p>（1）政策目的 全国各地で豪雨災害が多発するとともに、水防団員の減少、高齢化等により地域の水防力の弱体化が進むなかで、地域の水防力の強化を図るために、自衛水防の取組を推進している。特に地下街等については、浸水スピードが速く、閉鎖的な空間であり、身体・生命へのリスクが大きい。さらに、地下街等は、商業、交通、交流など多様な都市機能・経済活動の場であることから、一旦浸水すると地域の都市機能・経済活動が機能不全に陥るリスクもある。また、大規模工場等においても、浸水被害が発生した場合には、事業継続や経済・雇用に大きな影響を与える。したがって、地下街等、大規模工場等について、従来から取り組んできた避難確保を図るための取組みだけでなく、浸水そのものの防止を図る取組を推進することによって、人命を守り、都市機能・経済活動の継続性を確保することが求められている。</p> <p>（2）施策の必要性 これまで、河川氾濫時における浸水想定区域内にあり、市町村地域防災計画に位置づけられた地下街等については、水防法に基づき、避難確保計画の作成を義務付けていたが、水防法の改正（平成25年7月11日施行）によって、地下街等及び大規模工場等については、①浸水防止計画の作成、②訓練の実施、③自衛水防の組織の設置が新たに義務付けられた（大規模工場等については努力義務）ことから、地下街等における浸水防止の取組が進むなかで、効果の高い浸水防止設備の導入を支援する必要がある。 止水板、防水扉等の浸水防止用設備は効果が高いものの、平時においては利用されることが無く、初期投資やその後の維持管理コストもかかるため、導入に対して負担感が大きい。しかし、身体・生命の安全及び地域の都市機能・経済活動を守るという公的な機能を果たすものであることから、その導入を促すためにも負担軽減を図る必要がある。また、一般的に浸水防止用設備は費用の大きいものほど浸水防止の効果も高いことから、その導入促進及び負担の軽減のために、特例措置を講じる必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定） 第Ⅱ. 一. 5. 立地競争力の更なる強化 ④都市の競争力の向上 …防災力の向上等を通じて、都市の国際競争力を高めることが重要である。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定） 第 2 章 5. (3) 国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災の取組 …「国土強靱化推進に向けた当面の対応」で示されたハード・ソフトの連携、重点化・優先順位付けの考え方に基づき、施策を具体化し、その推進を加速する。</p> <p>○社会資本整備重点計画（平成 24 年 8 月 31 日閣議決定） 第 3 章 2. 重点目標 1 大規模又は広域的な災害リスクを低減させる 1-3 (2) 水害に強い地域づくり ・地下空間の浸水対策（止水板の設置、実効性の高い避難計画の策定、・・・）</p> <p>○国土交通省政策評価基本計画（平成24年9月7日） 政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 1 2 水害・土砂災害の防止・減災を推進する に包含</p>
	政策の達成目標	市町村防災計画に位置づけられた地下街等及び大規模工場等において浸水防止計画が作成されること
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間
	同上の期間中の達成目標	市町村防災計画に位置づけられた地下街等及び大規模工場等において浸水防止計画が作成されること
政策目標の達成状況	避難確保計画を作成している地下街等の数：487（平成 25 年 3 月末時点）	
有効性	要望の措置の適用見込み	平成 26～28 年度における適用者数 地下街等：873 大規模工場等：30
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	止水板、防水扉等は、浸水防止に大きな効果があるものの、浸水防止用設備は非常時にしか使用されないため、積極的には設備投資を行いにくい性質のものである。これらについて負担軽減を図ることによって、水防法に基づく民間事業者による浸水防止設備の設置を促進する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	浸水防止用設備に係る特例措置（法人税）を要望。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	水防法で浸水防止計画の作成等、浸水防止のための新たな措置を求めるにあたって、浸水防止用設備の設置に関して、費用負担の軽減を図る必要がある。また、申請等により補助対象者を個別に補足して補助を行うことは、行政の効率性の観点からも非効率であり、租税特別措置によることが適切である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	新設要望